

第30期協議題

現代を生きる青少年の主体的な 社会参加を考える

～主体性を支える“継続性”と

“多様性”の仕組みづくり～

意見具申書

令和2（2020）年8月

川崎市青少年問題協議会

はじめに

川崎市青少年問題協議会の各期における意見具申は、それまでの提言の趣旨を尊重しつつ、その期の独自性を発揮し展開しています。第30期における協議題「現代を生きる青少年の主体的な社会参加を考える」は、育成プランから協働プランへの転換と青少年育成地域コーディネーターの創発を具申した第26期（平成24年）に端を発しています。第27期（平成26年）では青少年の社会参加を促す仕組みづくりを、第28期（平成28年）ではその具体的な仕組みの方向性を、第29期（平成30年）では主体的に活躍できる中高生世代の育成を提言しています。第29期は中学生・高校生に焦点を当て、幼児から老年まで生活をともにする多世代交流の意義に次の時代を担う人材協働育成を位置づけて、青少年の成長を期待したものでした。

近年の川崎市青少年問題協議会の意見具申の動向を俯瞰すると、そこにはインターネット・SNSに価値を見出すとともに、川崎に愛着のある青少年の“縦”（＝世代間）と“横”（＝同士）のつながり、すなわち“継続性”と“多様性”とを織りなす仕組みづくりへと展開していると理解できます。それらの集大成が第30期の意見具申の基本です。

川崎市では、平成30年3月、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン～未来を担う子ども・若者がすこやかに育ち成長できるまち・かわさき～」を策定し、福祉・教育・保健・雇用等において策定される市の諸計画を一体化しています。その基本理念は、子ども・若者が健やかに成長できるよう、多様な主体がともに連携・協働しながら、地域がつながり、誰もが互いに助け合い・支え合えることのできるまちづくりにあります。すなわち、若者・青少年が自分たちで考え、自分たちで動き、自分たちでつなげていく「仕組み」を作ることは、時代に流されることなく、次世代を担う若者・青少年を生み出す「仕組み」を作ることでもあります。そこでは、青少年の主体性に対する大人社会の暖かなまなざしが期待されており、第30期の提言は同プランと調和するものと考えます。

この意見具申を踏まえ、川崎市の青少年が「わがまち川崎」が好きだと愛着をもって、主体的に地域づくりに取り組み、中学生・高校生世代が生き生きと活躍し、次代を担う人材として成長することを期待しています。

最後になりますが、今期協議会が意見具申としてまとめるまでの過程で、川崎市市内において青少年が主体的に活動している組織、機関、事業等を実地調査する機会が得られました。貴重な意見や資料を提供してくださった青少年や関係者の方々、並びに青少年育成に関わる行政の関係者に心から感謝申し上げます。

令和2年8月

第30期川崎市青少年問題協議会
会長 岡田守弘

目 次

第1章 青少年を取り巻く現状

1 川崎市の社会状況と青少年を取り巻く問題	1
2 青少年の生活実態と意識の変化	2
3 青少年の主体的な社会参加に向けて	4

第2章 川崎市の青少年に関する課題

1 青少年が主体的に社会参加する意義	5
2 青少年のコミュニケーション手段と体験の変化について	5
3 主体的な社会参加を支える居場所づくり	7

第3章 川崎市の取組事例

1 川崎ワカモノ未来 PROJECT	10
2 川崎市ふれあい館	12
3 青少年フェスティバル	14

第4章 今後の方向性

1 「継続性」を担保していく“縦”(=世代間)のつながり	17
2 「多様性」を認め合いパートナーを広げていく“横”(=同士)のつながり	18
3 現代を生きる青少年の主体的な社会参加について	20

第5章 まとめと提言

1 青少年を取り巻く現状	22
2 川崎市の青少年に関する課題	22
3 川崎市の取組事例から	23
4 今後の方向性(提言のための視座)	24
5 提言	26
6 おわりに	32

資 料

地方青少年問題協議会法	33
川崎市青少年問題協議会条例	36
第30期川崎市青少年問題協議会 協議過程	39
第30期川崎市青少年問題協議会 委員名簿	40

第1章 青少年を取り巻く現状

1 川崎市の社会状況と青少年を取り巻く問題

国全体で人口減少が進む中、少子・高齢化の進行から、人口構造が変化してきており、生産年齢人口の減少や地域社会の活力の低下などが、社会・経済に深刻な影響を与えています。また、家庭では、共働き世帯の増加など働き方が多様化しており、景気の動向などの影響により暮らしの質にも格差が生じ、未婚・晩婚化の進行などから家族の形も複雑化するなど、青少年を取り巻く環境は大きく変化しています。さらに、首都圏等への人口集中を背景とした都市化の進展は、核家族の増加や、職住分離の進行、地域との関係の希薄化を生んでいます。

こうした中、川崎市では人口増加が続いており、昨年5月には、政令指定都市の中では神戸市を抜いて人口が全国6位となり、令和元年10月1日時点では153万人を突破しました。このうち0～19歳の人口も近年では増加傾向にあります。一方で、65歳を超える高齢化率は令和元年度では21%を超え、今後も高齢化率の上昇が見込まれています。また、市内の総人口に占める0～19歳の人口の割合は昭和40年には35%でしたが、昭和60年には28%、平成11年には19%、令和元年では17%と、総人口に占める割合は減少を続けています。

【参考資料1】川崎市の年齢（各歳）別人口 ※毎年10月1日現在

単位：人

年 齢	S40年	～	S60年	～	H11年	H16年	H21年	H26年	R1年
総 数	854,866		1,088,624		1,240,172	1,306,021	1,409,558	1,461,043	1,530,457
0 ～ 19 歳	297,914		304,155		238,208	235,882	245,287	252,076	255,386
20 ～ 39 歳	379,283		391,432		453,974	466,617	475,166	425,859	425,820
40 ～ 59 歳	136,590		281,028		333,931	339,320	372,048	416,053	465,085
60 ～ 79 歳	38,656		101,394		185,478	224,807	261,370	279,854	289,759
80 歳 以上	2,423		10,493		27,642	38,519	54,828	73,098	94,407

このように少子・高齢化が進む中、子育て家庭のニーズも多様化しています。子育ての不安感や地域社会における子育て家庭の孤立などを背景に、児童虐待に関する相談対応件数が毎年増加しているとともに、いじめ、不登校、若者のひきこもりも深刻化するなど、青少年は日常に色々な問題や課題を抱え、ストレスの多い社会環境の中で生きづらさを感じていると考えられます。

ストレスというと、「したいのにできない」「しても満足できない」「求めても得られない」とった、不足や欲求不満に起因しているものとだけ考えられがちですが、現代の青少年のストレスは、「何をすればいいかわからない」「何も

する気が湧かない」「する理由がわからない」「しても意味が無い」といった、意味や目的が分からないことに関する無気力な傾向の強いものであるという特徴があります。「人間の適応性・社会性・人間性を疎外するものとして警戒しなくてはならないものは、絶望と虚無である」と、オーストリアの精神科医であり、かつ心理学者でもあるヴィクトール・フランクルは主張していますが、このような主張はまさに現代の青少年にも関係しているように思います。現代においては、衣食住等に必要な物資が不足するといった「絶対的不足」よりも、逆にそうした物資に溢れている状況での「過剰的満足」の方が大きくなって、青少年たちに一種の虚無感のようなものが蔓延しているようにも思います。

現代が抱える青少年の問題は、過去から続いている不足・絶望の課題と同時に、過剰的満足から生じる虚無感という、両側面の社会問題であることをよく認識しておく必要があります。

2 青少年の生活実態と意識の変化

青少年を取り巻く環境は、少子高齢化、核家族化、情報化、グローバル化、消費社会化などの進行から、大きく変化してきています。

子どもの数が減っていることや、核家族が増えていることから、家族や親族との関わり方も変わってきています。親や家族以外の他者と関わる機会が少なくなることで、人間関係をうまく築くことが苦手、または維持できない青少年が増えてきているのです。

また、共働き世帯が増えていることや個人のライフスタイルが多様化していることなどから、親の方も子育てに不安感や負担感を感じてきており、子どもと一緒に地域の活動に積極的に参加することを思い留まることもあると考えられ、人と人がつながる機会はますます減少しています。

【参考資料 2】川崎市民（13～30 歳）の地域活動への参加状況

（「平成 27 年度 川崎市子ども・若者実態調査」より）

(n=618)〈単一回答〉		地域活動への参加状況	
参加している	10.0%	活動内容(上位3つ) (n = 62)〈複数回答〉	
		祭り・運動会などの地域のイベント	59.7%
		スポーツ活動(野球・サッカーなど)	22.6%
		文化・芸術活動(音楽・ダンスなど)	16.1%
参加していない	89.5%	不参加の理由(上位3つ) (n = 553)〈単一回答〉	
		地域でどのような活動が行われているか知らないから	37.4%
		参加する時間的余裕がないから	23.1%
		地域の活動には興味がないから	14.5%
無回答	0.5%		

一方で、人と人とのつながりにおいて、スマートフォンやSNSの普及などから、交流の仕方や手段が変化してきており、現実社会と仮想空間との間で、コミュニケーションの取り方をどうしてよいのか模索している青少年も少なくないと考えられます。

【参考資料3】川崎市民（13～30歳）のSNS利用時間

（「平成27年度 川崎市子ども・若者実態調査」より）

（n=613）〈単一回答〉

1日のSNS(LINE、Facebook、Twitterなど)の利用時間			
平日		休日	
全く利用していない	8.6%	全く利用していない	8.6%
0～1時間	44.5%	0～1時間	39.6%
1～3時間	25.9%	1～3時間	22.3%
3～5時間	15.2%	3～5時間	18.3%
5～8時間	3.9%	5～8時間	7.2%
8時間以上	1.5%	8時間以上	2.6%
無回答	0.3%	無回答	1.3%

さらに、青少年は、家庭や1日の長い時間を過ごす学校、自らが暮らす地域、インターネット空間などの居場所における、家族や児童・生徒同士のつながりや、地域の人や顔の見えない他者とのつながりなどに居心地の良さや信頼を感じる一方、つながりの希薄さから孤立を深めていく青少年もあり、様々な問題を抱えて悩み、相談する相手が見つけれず困っている青少年がいます。

こうした状況下において、青少年が幸せな人生を送るためには、子どもから大人へと成長していく過程の中で、それぞれが夢や希望を大切に、主体的に社会と関わりながらあらゆることに挑戦し、そこでの学びや体験を通じて自らの力で生きていく力を身につけることが大変重要です。そして、そのためには、社会全体でそれを応援し、見守る仕組みづくりが求められています。

【参考資料4】川崎市民（13～30歳）が考える「青少年の健全育成に大切なこと」

（「平成27年度 川崎市子ども・若者実態調査」より）

（n=618）〈複数回答〉

青少年の健全な育成に大切なこと（上位5つ）	
保護者と子どもが積極的に会話をし、ふれあう機会を多く持つこと	67.3%
大人が子どもの自主性を尊重し、過保護、過干渉にならないようにすること	50.6%
保護者が手本となるような生活態度を示すこと	44.5%
大人が子どもに生命や物の大切さをもっと教えること	37.5%
青少年の居場所や遊び場などを作る	32.4%

3 青少年の主体的な社会参加に向けて

青少年が社会活動に参加する際には、様々なきっかけや動機があり、また、人のために役に立ちたい、社会のために何かをしたいという意欲を持っている青少年もいれば、地域や社会で起こっている問題や出来事に一定の関心がある青少年や、そうしたことに興味を持たない青少年もいます。

こうしたことから、より多くの青少年が社会活動に興味を持ち、参加の必要性を感じ、参加してみたいという思いを抱かせることが大切であり、取り組みやすい社会活動への参加の機会が多くあることや、多様な社会活動があることを知っていることが重要です。

また、大人が考えているものと青少年が考えているものの違いや、青少年の興味・関心が非常に短い周期で変わっていくこと、さらには、青少年の興味・関心事に多面性があることにも着目することが大切です。

明日の川崎を担う青少年が主体的に様々な社会活動に参加していくことによって、自らの人生を切り拓いていく力を身につけるだけでなく、地域への愛着や人と人とのつながりを強めていくことが大いに期待されます。川崎市が、もっと住みやすいまちになるために、青少年が主体的に社会参加できる仕組みづくりを考えることは、大変意義があるものと考えます。

第2章 川崎市の青少年に関する課題

1 青少年が主体的に社会参加する意義

なぜ青少年は社会活動に主体的に参加しなければならないのでしょうか。青少年にとって、社会参加することは目的ではなく手段であるといえます。何を求めるための手段なのかというと、自分自身のため、さらには社会の構成員として身につけなければならないスキルを得る必要があるからです。

社会を形成していく上で必要なスキルとして大切なのは、コミュニケーション能力です。人類が現在のように発展できたのは、狩猟・採集の時代から農耕時代を経て集団生活を営み、分業体制を考案し、それを進化させるためコミュニケーション能力を発達させたからといえます。今後、AI（人工知能）が発達すれば単純な仕事は全て機械やコンピューターが行うようになり、人は、コミュニケーション能力がなければ、社会人としては一定の評価が得られなくなっていきます。また、自分の考えや気持ちを正確に伝えるには、それを相手に理解してもらう必要があります、そのためにも、自分の考えや主義・主張を持たなければなりません。先輩、保護者、教師などから言われたから仕方なくやる、というのだけではなく、いつか、どこかの時点では、自分の頭で考え、その考えに従って自ら行動に移さなければならないのです。

人は、集団の中で生きていくとき、他人に言われたままで、自分の考えを持たなければ自我を確立できません。自分とは何かを発見することによって、他人と競争したり、協力し合ったりすることができ、それによってお互いに成長し、自分自身も生きていくという実感が得られるようになるのです。様々な活動に参加し、行動していく中で、少しずつ参加の意義を見出し、「自分だったらどのようにするか」「どのようになったら楽しいか」「どのようになったら次回も参加してみたいか」などと考え、それを実現するために他人と会話をしながら行動していくことが大切です。時には対立したり、反発されたりすることもあるかもしれませんが、そうした行動の中で、それを何とか調整して、達成しようとする意欲が出てきます。そうなれば次第に主体性が出てきて、楽しさも感じるようになり、そこから継続的な参加につながっていくことが期待されます。

2 青少年のコミュニケーション手段と体験の変化について

(1) 青少年のコミュニケーション手段の変化

スマートフォンやSNSの普及などから、現代の青少年のコミュニケーションのあり方や手段は、従来のものとは大きく変化してきています。

そのような中で、インターネット空間などの居場所における他者とのつなが

りに居心地の良さを感じている青少年もいれば、一方で、そうしたつながりを持たずに、あるいは、そうしたつながりに居心地の悪さを感じて孤立を深めていく青少年もいます。家庭、学校、自ら暮らす地域といった現実社会と、インターネット空間という仮想空間との間で、コミュニケーションの取り方をどうしてよいのか模索している青少年は少なくありません。

現代では、インターネット空間での交流をきっかけとして、青少年が実際に様々な社会活動や体験を行うということもあり、仮想空間での交流を含む青少年のコミュニケーションの変化が、青少年の実体験にまで変化を及ぼしているといえるのではないのでしょうか。

(2) リアル体験の難しさ

青少年の興味関心のある現実課題を設定して、好奇心を刺激し、社会的課題の解決に向けて主体的に活動できるように図るのが、現実（リアル）体験での支援です。現在実施されている、各種の地域の催し、フェスティバル、ボランティア活動などが、そうした類いのものになるでしょう。これらの企画は、実際に主体的にやってみる体験を通して、その体験から社会性や人間性が育まれることを期待してなされているのです。

しかし、様々な機能が高度化した現代社会に生きる青少年は、何かをしたいとか、何かを良くしたいといった“希求”する気持ちが弱まり、興味や関心を抱く発動性（自ら何かを始めることができる意欲や能力）そのものが微弱になっているので、上記のような試みが効果を上げるには、疎外要因があまりにも大きすぎて、どうしても低調になっていくものと思われれます。

(3) バーチャル体験の可能性

教育的な観点から、青少年の仮想的（バーチャル）な体験は、体験そのものが与えられた受動的なものですから、これに関わることは、主体性や自主性を必要とするリアル体験を疎外し妨害する可能性があると思なされて、忌み嫌われる傾向がありました。しかし、これは大きな誤解で、バーチャル環境は与えられたものではありませんが、そこへの主体的な関わり方というものがあり、関わる対象がリアルかバーチャルかの違いがあっても、主体的な関わりを目指すという点では、大きな相違はありません。

しかも、バーチャルであることは、現実の制約を受けない無限の多様性が得られる環境でもあります。現代の青少年は、バーチャルな環境への親和性が高い特性があるので、バーチャルな環境下での主体性の誘発と、そこから獲得される社会性や人間性を期待する仕組みを積極的に検討・考慮しても良いのではないかと思われれます。

(4) バーチャル体験による弊害

バーチャルな体験が、青少年のリアル体験を通じた社会性や人間性の獲得を疎外することがあるとすれば、それは、リアル体験を喪失し、バーチャル体験「だけ」になる状態に陥った時でしょう。リアル体験とバーチャル体験の両方が渾然一体となるように成立する体験であれば、二つの体験は、相互に適応性・社会性・人間性を高め合うように働くはずです。

「ゲームをしたら、ゲームと同じ時間だけ外遊びをさせよ」といったスローガンなどは、ゲームというバーチャル体験だけにならないようにする養育上の工夫の一つともいえるでしょう。

(5) バーチャル体験とリアル体験の一体化

子どもの「ゲームをしたら、ゲームと同じ時間だけ外遊びをさせよ」という養育スローガンと同じように、青少年の社会性や人間性の形成を目指す主体性を確保するための環境づくりに、バーチャル体験を導入するには、バーチャル体験とリアル体験がいつも統合され、渾然一体となる一つの体験になるように配慮する必要があります。

バーチャル体験とリアル体験の両方をして、それぞれが遊離しているのであれば、個々別々の体験をするだけのことになって、社会性や人間性の獲得につながりにくいでしょう。バーチャル体験とリアル体験の両方が表裏一体の関係になった「一体化体験」ができるように図ることができれば、それこそが青少年の社会性や人間性の獲得モデルになり得るのではないかと思います。

3 主体的な社会参加を支える居場所づくり

(1) 核家族化等による家族関係の変容

かつての日本の家庭は祖父母も含めた多世代で構成される傾向にあり、一つの家庭内において、「家族の社会」と言われているように、実際の社会に似た生活が行われていました。しかし、その後、核家族化が進み、「個」重視の時代になると、大人（父母）と子どもだけの関係が残るとともに、子ども同士の会話や、世代を超えた（祖父母等との）会話が消滅してしまい、指示する方と聞く方、または甘やかす方と甘やかされる方というように、一方通行の関係だけになってしまいました。さらに現代では、一人親家庭や、両親共働き家庭が増加することにより、かつてのような実際の社会に似た体験ができる家庭はますます減少しています。

(2) 居場所のない青少年

人間は、基本的には他人の介入を好まないものです。とはいえ一人では寂しいと感じるもので、何かとつながっていないと不安でもあるため、現代の青少年はSNS等につながりを求めたり、少人数の極めて狭い範囲でグループを形成したりしており、マスメディアやインターネットをはじめとする膨大な情報の嵐の中で、明確な目標を持たないまま右往左往しているのが現状です。

前述したように、従来は子どものしつけは主に家庭が行い、さらに、子どもたちは地域における遊びや伝統行事等を通じて異年齢との交流を行うことにより、初歩的な社会性を身につけました。学業は主に学校で教師たちに学んで、会社に就職（就社）したら、終身雇用の前提の下で、研修等を通して新入社員から徹底して「教育」され、一人前の社会人として社会に踏み出していくことができました。しかし、現代では、終身雇用制は崩壊しはじめ、共働き家庭が主流となり、子どもたちの育成についても、両親が家庭の中で行うのではなく、お金を払って外部の人（機関）に委託するというのが一般的になっています。

とはいえ、その育成の内容には、必ずしも社会人としての能力の育成までは含まれているとはいえません。多くの塾やスポーツクラブではそのような教育までは行っていないのです。だからこそ、それに替わり得る組織なり機能なりを構築し、青少年に社会性を身につけてもらわないと、適応できない青少年を社会に送り出してしまうことになってしまいます。

人間社会の様々な機能が高度化され、快適性や利便性が増せば増すほど、青少年が社会性や人間性を獲得するための自然な「場」がなくなっていくというのは、ある意味で人間社会の宿命的課題です。フランスの哲学者であるルソーは「自然に帰れ」と主張しましたが、その「自然」がなくなっていくのです。自然がなくなるということは、その場で自然に獲得される、青少年が社会性や人間性を獲得する機会もなくなるということの意味しています。川崎市としては、こうした危機感を共有した上で、青少年の社会参加について取り組む必要があるのではないのでしょうか。

(3) 青少年の居場所づくり

このような「場」がなくなるという問題への対策の一つが、青少年の居場所づくりです。青少年が社会性や人間性を獲得する「場」としての居場所づくりの様々な試みや施策は、かつてはそれ相応の成果を見せていたように思います。

しかし、現在は、居場所として公共の施設・機関を利用する青少年の数は多くはありません。このような現象は、公共機関だけではなく、青少年の居場所や活動の場を確保するという目的で設立された施設や機関に共通する問題ではないかと思えます。過去には大いに活用されたこれらの施設等が現在ではそ

れ程活用されないというのは、居場所を提供されても、それを希求する気持ちが希薄になっている現代の青少年の虚無感のようなものが原因となっている現象であろうと解することができるでしょう。

（４）居場所が機能する「仕組み」や「仕掛け」

居場所を提供しても利用されることが少ないという課題を克服するためには、居場所が、希求する思いで積極的な関わりを展開する、青少年の主体性や自主性が誘発されるように機能するものであることを考慮しなくてはなりません。すなわち、居場所が機能する「仕組み」や「仕掛け」が必要なのです。

青少年がそこへ「行ってみよう」と思えること、実際に行ってみれば「～を試してみよう」と思えること、さらに、実践してみた結果を受けて、「さらに、～を試してみよう」と思えることなど、主体性や自主性の向上スパイラルの思いが湧く「仕組み」や「仕掛け」がなければ、青少年が社会に自ら関わる体験を通して社会性や人間性を獲得するようにはならないのではないのでしょうか。

第3章 川崎市の取組事例

この章では、青少年が主体的に社会参加を行うためのヒントとなる川崎市の取組について、3つの事例を紹介します。

1 川崎ワカモノ未来 PROJECT

最初に紹介する事例は「川崎ワカモノ未来 PROJECT」です。

川崎ワカモノ未来 PROJECT は、川崎市（市民文化局）が主催し、運営を「NPO 法人カタリバ」が行っています。このプロジェクトのねらいとして、主体的な若者による地域の活性化と持続的な発展に向けた好循環を生み出すことを目指しており、本プロジェクトを通じて「川崎市を高校生が主役になれる街に」を目標としています。NPO 法人カタリバは、こうしたプロジェクトを全国的に展開し、『全国高校生 マイプロジェクトアワード』と呼ばれる大会を開いています。川崎ワカモノ未来 PROJECT は、川崎という地域に着目して実施しているプロジェクトであり、平成28年から開始され、第4期を終えたところになります。

(1) 川崎ワカモノ未来 PROJECT の概要

では、川崎ワカモノ未来 PROJECT とは何を行う場なのでしょうか。実際にその取組を見ていきましょう。

令和元年度は、8月に『ヒラメキ Lab』を開催して、集まった高校生20名程度がアイデアを出し合いました。このアイデアを出すキーワードとして、「川崎市について自分が気になること」と「自分のありたい姿」があります。この2つを考え、それをつなぐものがマイプロジェクトとなり、参加者の前でどのような取組をするのか宣言します。マイプロジェクトを考える段階から、各高校生には「メンター」と呼ばれる大学生がサポートを行います。このメンターには、過去にマイプロジェクトを行った人もいます。このように、参加高校生は、メンターのサポートを受けながら、川崎市のことを考えてマイプロジェクトを企画します。これが8月に行われたキックオフミーティングである『ヒラメキ Lab』の内容になります。

こうしてマイプロジェクトを宣言した高校生たちは、12月に開かれる成果報告会（『ハナサク Presentation』）に向けて実践をすることになります。8月からの4か月の間もメンターからサポートが受けられる『KAWAPRO CAFE』が各週開催されています。この取組では、特別なメンターとして日頃から地域にて活躍している人が呼ばれて、マイプロジェクトを支援しています。これら全てが、川崎市に根差した活動を展開する試みといえるでしょう。

それぞれが4か月間の実践を経て、令和元年度は12月に成果報告会を開き

ました。各高校生は、5分程度の時間で、マイプロジェクトを考えた理由や実践の経過、その実践から得られたことについてパワーポイントを用いて、話していました。令和元年度は、報告が3グループに分かれて、それぞれのグループには審査員がいて、報告後に審査員からコメントをもらう形になっています。また、聴衆からコメントをもらう機会も用意され、マイプロジェクトを深化させる場となっています。グループごとの報告が終了すると、グループの代表者が選ばれて全体に向けて再度発表を行います。こうして選ばれた代表者たちは、ベストプロジェクト賞、川崎市長賞などの各賞に選ばれます。

(2) 参加する若者の“思い”

では、こうした主体性を育む取組に参加した人はどのような思いを持っていたのでしょうか。

川崎ワカモノ未来 **PROJECT** の **OB** や **OG** として、また今も運営側として関わっている方に話を聞く機会がありましたが、それぞれに入ったきっかけは異なります。受験が早くに終わり、「何かをしたい」と思っていた時にチラシを見つけた人や、まちづくりに関心があって参加した人のように、このプロジェクト自体を知った理由は様々です。参加したことで、これまで愛着がなかった川崎に愛着が持てたという声も聞いています。しかし、話を聞いた3人は、ともに地域活動の経験がないという共通点を持っていました。一方で、今も **OB・OG** として参加を続け、継続してプロジェクトを続けている人もいます。こうした事例は、青少年の主体的な参加を考える上で重要な点であるといえるでしょう。特に、参加したことで体験を得られるという発言は、このプロジェクトの特徴を表しているように思います。なぜならば、自分で何かを考え、それを実行するという経験は学校生活のなかで体験できるものではないからです。その中でも、ナナメの関係としてメンターがいてサポートする体制やマイプロジェクトを通して、地域の方と触れ合うことは、大きな体験であるといえるでしょう。

(3) 今後への期待

以上のように、川崎ワカモノ未来 **PROJECT** は、様々なきっかけで集まった高校生たちの主体性に火をつけるイベントだといえます。

これまでに地域活動での経験のない人たちが、自分の疑問からプロジェクトを立ち上げて、様々な支援の中で主体的にそれを進め、最後に堂々と報告する姿は、とても輝いていました。このようなプロセスを経て、こうした高校生の主体性がさらに引き出されて、地域の活性化を担う人材が発掘できることが、今後、期待されます。

2 川崎市ふれあい館

2つ目に紹介する事例は「川崎市ふれあい館」での取組です。ふれあい館は1988年にオープンし、増え続けている在日外国人にとって、日本人と相互に触れ合える居場所として機能し続けています。

地域の子どもたちが外国の文化を受け入れることで、地域の大人たちも外国の文化を受け入れやすくなっているといえます。具体的には、識字学級、多文化子育てサロン、外国人の地域の学校への入学サポート、通訳・翻訳バンク、小中学生向け学習サポートなどを行っていて、館の職員は「学校が変われば地域が変わる」という考えのもとで取り組んでいます。以下にふれあい館の職員の方から伺った「ふれあい館の様々な関わり」を4点にまとめます。

(1) 居場所としての関わり

青少年の居場所づくりとしては、「小学生の夏の夜のプログラム」、「多文化こどもハロハロクラブ」、「こども食堂」、「中学生の学習サポート」、「ぼちっとカフェ」、「若者プロジェクト」などがあり、そのうちいくつかの取組では、高校生や大学生などが積極的に小中学生の面倒を見ています。背景には「自分たちが過去にしてもらったことを、後輩にもしてあげたい」という思いがあるようです。こうした思いをもった若者以外にも、子どもたちを支える運営スタッフとして、市立小学校の児童支援コーディネーター（教員）や川崎市総合教育センターの相談員、区役所の地域みまもり支援センターの職員の方々の存在も大きいといえますが、個々人に頼るだけでなく、体制やシステムを常に構築していくことが必要だということでした。また、子どもを支えるだけでなく、その子どもの家族も含めて支えるということが大切になってきていることは言うまでもありません。

(2) 利用者との関わり

利用者の年齢層に関しては、「中学生の学習サポート」や「ぼちっとカフェ」といった取組によって中高生の居場所づくりを進めていることもあり、中高生の利用は特に多くなっています。また、毎月定期的に小学校の体育館を借りてスポーツ交流を行っていて、そこでも中高生の参加が多く見られます。中高生と接する上での難しさや課題としては、中高生が学校での学習や部活動、学校行事等で大変忙しい毎日を送っていることにあります。そうした環境だからこそ、「くつろぎたい」「ありのままの自分でいたい」という思いを中高生は強く持っています。こうした気持ちに寄り添い、理解して受け入れることで信頼関係を深めることがとても重要になっています。

(3) 学校や地域との関わり

ふれあい館を運営している「社会福祉法人青丘社」は小学生を対象とした「わくわくプラザ」を運営していることもあり、小学校と日常的に情報交換等を行う他、中学生向けの取組を通じて中学校とも日常的な情報交換や交流の機会等を数多く設けています。子どもたちにとっては地域住民との関係づくりが大事ですが、近年では地域住民の高齢化も進んで、子ども会等の運営も困難になったり、商店街の店もどんどん閉まっていったりして、地域というものが見えづらくなってきているのも現実です。

子どもたちの中に経済的な格差を強く感じることもあります。最近では政治や外交関係をきっかけにした「分断」も感じることもあり、そうした風潮が進まぬよう、社会はむしろ人と人をつなげていく方向に進むべきだし、そうした取組を強化していく必要があるでしょう。

(4) 子どもとの関わり

以前と比べて、外見から子どもの特性を見抜くことが困難になってきています。元気がなく、孤立しがちな子や学校に行っていない子が多く見られるように思います。一見して「普通の子」であっても、突如いなくなってしまうたり、行動の予測がつかないような子どももいます。こうした中、子どもたちに主体的な参加を促すことは困難で、率先して働いてくれる子どもたちには「優等生タイプ」の子が多いと感じられ、こうした一部の子どもたちに役割が集まりがちになってしまう面があります。子どもたちには、どこかで壁にぶつかったときには何かしらの居場所が必要だったりします。そうした場所で周りの人たちに支えられた経験を持っていると、今度は自分がそれを誰かにしてあげようと、自分の役割を見出して、それが主体的に動く原動力になるのです。

大人が子どもたちの熱量をいかに感じられるか、何か動き出した時に子どもたちをいかに巻き込んでいけるかが大事だということを感じさせてくれた川崎市ふれあい館でした。

3 青少年フェスティバル

最後に紹介する事例は「青少年フェスティバル」です。

青少年フェスティバルは、川崎市中原区のとどろきアリーナで開催される、青少年が作る祭典です。毎年3月に行われ、平成31年3月には第24回目の開催となりました。青少年問題協議会では、令和2年3月の第25回開催に向けた実行委員の取組を視察しました（※）。

※視察が行われたのは令和2年1月下旬でしたが、その後、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、令和2年3月の開催は中止となりました。

(1) 事業趣旨から見える青少年への強い期待感

青少年フェスティバルは、青少年自身が企画から運営まで主体的にかかわるイベントの実施を通じて、青少年の社会参加を促進するとともに、社会参加することによって達成感や自己有用感を得る機会が提供され、次代の担い手を育成することを目的としています。

こうした事業趣旨からは、イベントの企画・運営を経験した青少年が社会参加のモデルとなり、そこでの成就感・達成感が自己有用感につながり、今後の社会参加への自信や前向きな動機づけとなることが強く期待されていることがわかります。

(2) 青少年の主体性を支える体制

① 経験を引き継ぐ体制

川崎市青少年フェスティバル実行委員会設置要綱によれば、対象者は「市内在住・在勤・在学の16～25歳程度」のいわゆる思春期後半以降の青少年です。この年代の青少年は一般的に、進学・就職等に向けた試験準備の中、諸事に関する強い興味関心を抱きつつ、一方でまた、学校・アルバイト先・就職先に時間を拘束され、時間的・空間的に、精神的にもかなりの多忙感やストレスを抱えています。そのため、このような企画・イベントに専従するということは、元来なかなか難しい立場にある人が多いというのが実情でしょう。そうした中、31名の実行委員のうち昨年度からの継続者が約1/3の10名もいることに大きく驚かされました。しかし、言い換えれば、逆に2/3の委員にとっては初めての経験ということであり、やはり、先達がいるかないかはその活動モチベーションを大きく左右する重要な要素であると強く感じました。

今回、視察した青少年フェスティバルの実行委員会の会合では、企画進行上で生まれてくる何度ものつまずきを、継続委員が昨年度の経験からより良い方向にリードしていました。経験者の具体的アドバイスや支えがないと、限られ

た回数での実行委員会のみで本番を迎えることは、難しいことであっただろうと推測されます。

事実、実行委員会の開会に向けても、前段階から多くの委員間で準備に向けた情報や指示のやり取りがSNS等を活用しながら行われていました。

② 誰をも受け止める体制

青少年フェスティバルを企画・運営する青少年は、毎年夏の公募で集まり、そこから実行委員会を始めとした諸会合を重ね、年明け3月の本番に向けて準備を進めています。今期の実行委員募集要項の最後には「動機・経験は問いません！」と明記されており、誰しものが応募しやすい状況が設定されています。実際に視察での席上で、実行委員は各自が応募するに至った経緯について、種々様々な動機を力強く語ってくれました。

また今期の青少年フェスティバルにおける企画数は、ものづくり的な「スーパーボール」から社会問題をも取り入れた「分別ゲーム」まで10種類を数えます。それぞれの企画自体に各委員の主体的な興味関心・創意工夫が尊重され、いずれも前向きに生かされているという印象を強く持ちました。

実行委員会自体の進め方も、それが時にはちぐはぐであったり、明らかな準備不足が露呈してしまっている状況があったとしても、「どんな発言でも否定せずに何とかつなげていく」という誰をも受け止める体制が、実行委員長を中心として定着しているように感じました。令和元年度の開催が中止となったことが残念でなりません。

③ 強力な支援体制

平成30年度を例に、本事業の大きさについて付記します。

来場者：約6,000人

全企画数：25（実行委員企画12＋参加関係団体の企画13）

運営スタッフ数：278人（うち実行委員は42名）

協賛企業や団体・協力機関：警察や消防を始め20団体

上記のとおり、青少年の育成にかかる事業としては、その規模はかなり大がかりなものであると言えます。実行委員にしてみれば、プロスポーツの会場ともなる川崎市とどろきアリーナを1日借り切って、警察・消防など200名を超える青少年や大人たちの協力を得て、市民が楽しめる6,000人規模のイベントの企画の中心となって、その表舞台に立てるという経験をすることになります。それぞれの気持ちを高く高揚させ、己が持てる力を精一杯

発揮していこうという、主体的社会参加の大きなチャンス（機会）となっているに違いないのです。

（3）今後への期待

次回で25回目を迎えるというその歴史そのものが、企画を提供する側にとっても、また、提供される側にとっても、魅力的なイベントとして年々成長してきている実態を物語っているように思われます。

今期の実行委員募集チラシの裏面に、昨年度経験した委員から、次のような声が掲載されていました。

「多くの大人や企業が関わっていることを知ることができた」

「学校や年齢を越えた多様な考え方を知り、仲間の輪を広げることができた」

「自分の思いを発表し、積極的、自主的に動けるようになった」

「企画実践、報・連・相、臨機応変な対応等、これからの社会生活に必要なことを学べた」

（1）の「事業趣旨から見える青少年への強い期待感」でも記しましたが、上記の声はまさにこのイベントに参加した青少年たちが体得できた「ここでの企画・運営経験が、自分を取り巻く社会を理解でき、今後多様なものを受け入れ、それらとつながりながら自分自身を生かしていく、社会参加への貴重な動機づけとなった」という内容の成果であるとともに、事業趣旨の達成につながるプラス評価でもあるといえるでしょう。

第4章 今後の方向性

川崎市での取組事例を踏まえて、「青少年の主体的な社会参加」を促し、その「主体性を支える“継続性”と“多様性”の仕組みづくり」に向けて何ができるのか、あるいは何をすべきなのかについて、ここでさらに深く考えていきたいと思えます。

青少年問題協議会としては“縦”と“横”の関係性が必要であり、その連関が大切であると考えます。“縦”とは、社会参加を支える大人の存在であり、大人と青少年との世代間のつながりを表現するものであり、“横”とは、同世代の人々を含む、社会参加をする上で「同士」となる仲間の存在を表現するものです。

1 「継続性」を担保していく“縦”(=世代間)のつながり

(1) 青少年の主体性を支える年長である保護者や地域住民

社会参加を支える大人の存在、それは、事例にあった川崎ワカモノ未来PROJECTでいえば、プロジェクトを進める上で出会った地域の方々といえます。今回、青少年問題協議会で話を聞いた参加者の3人全員が「プロジェクトを進める上で、普段の学校生活では会うことのなかった人たちに出会えたこと」が一番の財産であると語っています。こうしたつながりは、自分のプロジェクトを進める上でも大切であるといえますし、川崎市を好きになるという愛着形成にも深く関わっているといえます。上記の3人からは、川崎市をもっと良くしていきたいという気持ちが溢れていました。プロジェクトを進めた成果がこうした部分に表れているのではないのでしょうか。

また、青少年フェスティバル実行委員への聞き取りにおいても、川崎市職員が楽しそうに参加している姿は素敵だったと答えていました。

さらに、ふれあい館職員のように高い専門性を生かすことで多様な活動や参加の在り方を保証している場合もあります。

今回、視察を行った3つの事例は、いずれも参加の場を作っている大人が青少年の主体性を引き出しているといえるでしょう。こうした“縦”のつながりは、青少年から主体性を引き出す雰囲気づくりに大きな影響を与えているといっても過言ではありません。

いわゆる子どもは、「青少年」となり、いずれ「大人」となっていきます。家庭社会の中における保護者や、地域社会の中における地域住民は、青少年に模範を示す、いわば青少年にとっての「生き方モデル」の一つとなり得ます。青少年を取り巻く保護者や地域住民は、社会経験豊富な大人として、時には手を取り、時には並走し、また時には後押ししながら、青少年の主体性を支えてくれる存在といえます。そして、その青少年もいずれ大人として、次なる青少年の主体性を支える立場となります。ここにあるのは、どの世代も社会経験を

重ねていく中で、経験者から未経験者へと絶えず繰り返される経験の伝授といった、各世代が持つ役割の連鎖、言い換えれば「継続性」の担保です。年長者である保護者や地域住民は、日々変貌し、成長していく青少年をいつでも受け入れ、無償の愛を持って社会参加への経験値を高めてくれる存在として機能することが大事なのではないのでしょうか。

① 大人側の支援体制

そうは言っても、近年、社会全体の分断傾向・不安傾向が高まる中で、大人同士のつながりも希薄化の傾向にあります。大人同士の連携や組織再編をも試みていかないと、こうした大人側の脆弱な状況は打破できないものと危惧しています。

② サポートできる大人の担保

こうした状況から青少年をサポートできる大人の担保(専門性をもった職業人的人材の養成)も課題として考えていかななくてはなりません。今後は、社会参加に興味関心の低い青少年への啓発活動も視野に入れたり、青少年が社会参加する際にわかりやすい選択ボタンを提示すること等も、継続性の仕組みづくりには不可欠な具体策の一つといえます。

(2) 青少年同士の思い・青少年との思いをつなぐ交流拠点づくり

多忙な青少年同士がつながれる拠点として、また次第に地に根を下ろしつつある青少年にとっての生き方モデルとも言うべき“多世代の人々”との交流拠点が各地域に複数必要です。

また、今後青少年の意見や諸活動を組織化していく際にも、そこに集散したり、何か成果物を形あるものとして残したり、新たに創造・制作していく際にも、こうした拠点は是非とも必要となるはずです。

一人ひとりの大切な意見や考えについて、「継続性」を担保する仕組みづくりの一つとしても、こうした各種交流拠点づくりは重要視していきたいところです。

2 「多様性」を認め合いパートナーを広げていく“横”(=同士)のつながり

(1) ともに支え合い、経験を共有し合う仲間が存在

例えば、今回視察した事例のうち青少年フェスティバルは、第3章で紹介したとおり、一つのイベントについて、実行委員会に所属している20～30人で企画・立案を行い、実施するという過程を踏みます。特に実行委員は、とど

ろきアリーナ内のブース運営を3人1組などの小さなグループ単位で任せられます。そのグループでは、直接会ったり、SNSツールを利用したりしながら、ブースの運営方法などを話し合っていたようです。6,000人規模のイベントにおいて、そのブースの運営を行うということは、おそらくこれまでに体験したことのないことでしょう。それを成功に導くために、それぞれのチームごとに様々な手段で議論を深めていくのです。子どもたちを笑顔にするイベントの陰には、こうした各ブースの、リアルあるいはバーチャルにおけるグループ内の連携があったからといえます。

これは、川崎ワカモノ未来 **PROJECT** にもいえることでしょう。プロジェクトを進めていくのは一人かもしれません。しかし、プロジェクトの期間中は、『**KAWAPRO CAFE**』として、同じタイミングでプロジェクトに取り組んでいる他のメンバーの話を聞くこともできます。報告会では、それぞれにプロジェクトの報告に取り組んでいましたが、報告会それ自体に一つの連帯感を感じました。それは、プロジェクトを進めたメンバーでしか分からない感覚や苦労などの共通体験があったからといえるでしょう。また、川崎ワカモノ未来 **PROJECT** の **OB・OG** の中には、マイプロジェクトを友人に広めながら取り組んでいるという人もいました。

以上のように、何かに取り組むためには、一緒に取り組む「同士」と呼ぶべき仲間、すなわち“横”のつながりが大切だといえるでしょう。

(2) 誰もが関わりやすいスタートラインの構築

ひと口に社会参加と言っても、人それぞれに色々な社会イメージがありますし、また参加方法も無数にあるはずです。青少年にとっては、社会参加についてのどんな課題も、優先順位はそれほど高くないことの方が多いかもしれません。ましてや同士集団の間口が狭く、交流の際に否定でもされようものなら、もう二度と来ない・出ない・参加しない…という危うさと表裏一体であることが十分に予想される環境でもあります。

だからこそ、基本的に参加の動機は問わず、多様性を受容することからのスタート体制が肝要で、各人の主体性を支えるべく文字通り「多様性」の仕組みづくりを確立していくことが急務であると思います。

(3) SNS等の交流ツールの活用

現代は交流ツール全盛です。ましてや青少年は、その活用に長けています。多忙な青少年にとって、いつ何時でも他の人との交流を可能にしてくれる交流ツールは不可欠であり、まさに「多様性」を受容していく仕組みの一つとして、SNS等を積極的かつ有効に活用すべきでないでしょうか。

3 現代を生きる青少年の主体的な社会参加について

(1) 青少年を支える役割

川崎市の事例の視察からも分かるように、青少年の社会参加には、その参加を支えるという役割を誰かが担うことが必要です。

川崎ワカモノ未来 PROJECT においては、その役割はプログラムを進める NPO 法人カタリバ、伴走支援をする大学生メンター、自らもプロジェクトを進めた経験のある OB・OG がそれにあたります。

また、青少年フェスティバル実行委員の話の中でも、担当の市役所職員の方が楽しそうに活動していたことが素敵だったと感じて、川崎市に好感を覚えた事例も印象的であります。

このように、青少年の主体的な社会参加を実現するには、その参加を支える人々が必要であり、かつ、その役割は青少年に近い世代が有効であるといえるでしょう。

(2) “縦”と“横”の関係性の構築

“縦”と“横”の関係性が構築できたとき、青少年の主体的な社会参加が生まれるとあってよいでしょう。そのためには、“縦”である大人の養成が必要不可欠であると考えます。

事例の中でも、特に、ふれあい館の職員は、高度な専門性を生かして困難を抱えた青少年の主体性を引き出すプロフェッショナルといえるでしょう。しかし、そうしたプロフェッショナルだけが、青少年の主体性を引き出せるという訳ではありません。むしろ、全ての大人＝“縦”となりうる存在にその可能性はあるといえます。それぞれの大人が主体的に活動している姿を見ることができれば、自然とその姿を見た青少年は主体性をもつといえるでしょう。

こうした“縦”の存在は、誰にでもなり得るものであり、まずは生き生きと大人が活動している姿を見せることが大切であるといえるでしょう。その姿を見た青少年は、“横”の関係性を生かして主体的な活動を見せるといえるでしょう。このような“縦”と“横”の連関が主体的な社会参加を生み出すのではないのでしょうか。

(3) 青少年の力への期待

青少年の主体的な社会参加について、これまで様々な角度から考察を進めてきましたが、青少年の心中は一体どんなものなのか、我々のような異なる世代の人間からは、明確に答えることはなかなか難しいと言わざるを得ません。

彼ら・彼女らが選挙権等を有したり、成人式を迎えたり、就職したり、結婚したりしていく過程で、自身を取り巻く大きな力（社会）を意識し始め、関わ

りからも逃れられなくなり、同時に評価したり、自然と具体的に主体的に取り組む関係性が構築されてくるものなのかもしれません。思春期後半に、主体的にしろ、そうでないにしろ、社会と関わるボランティア活動は、社会参加の一つのツールであり、同時に将来に向けた自分づくりの一つの手段とも考えられるように思います。

一方、思春期前半から、いやむしろその前から、誰しものが募金活動等でいわゆる社会参加の経験は持っているわけで、ましてや中高生ともなれば、災害復興関連活動等でその社会貢献活動力は世に実証済みでもあります。

誰しもより良い世の中を希求しているし、近隣者とは良い人間関係であることを希望しているでしょう。ただ、社会と関わる時、大概は個人で関わるのではなく、集団や組織で関わるものです。特に身近な社会にかかる夢を叶えるにはその地域の人々とともにあることが大前提であると考えられます。

「遠い親戚よりも近くの他人」という言葉もあります。いわゆる世の大人たちは、自らを取り巻く大小様々な社会のために尊い無償の貢献力を発揮します。それがいずれは我が身に返ってくることを色々な意味で予想し期待しているかのように……。

今回対象となっているいわゆる青少年がもうすでにその輪の中にあっても何の不思議もありません。青少年が内に持った貢献力は既に実証済みで、あとは少しばかりのアナウンスや後押しがあれば十分に発揮されるような気がしています。世にいう大人たちの活動を範としながらも、一日も早く大人の支援からの自立を目指し、まさに主体的に一步でも半歩でも歩みを進めて欲しいと願うばかりです。それが現代の窮状を打破しようとする力の継承から、未来の具体を創造していく道に必ずつながるものと信じたいと思います。

第5章 まとめと提言

今期の青少年問題協議会では「現代を生きる青少年の主体的な社会参加を考える」という主題を設定し、青少年の社会参加に関する現状、青少年が主体的な社会参加を行う意義と課題、主体的な社会参加を進めるための仕組みづくり等について議論してきました。

本章では、それらの議論について本意見具申書の中で第1章から第4章までで報告した内容を改めて整理するとともに、青少年の主体的な社会参加を促進するための具体的な仕組みづくりや、そのためのヒントとなる点について提言します。

1 青少年を取り巻く現状

超高齢社会を迎え、生産年齢人口の減少や地域社会の活力の低下が進む中、未婚・晩婚化の進行、共働き世帯の増加、格差の拡大など、現代における家族の形や状況は従来のものとは大きく変化しており、そのような中で、青少年の意識や抱えるストレスも変化してきています。

現代の青少年の特徴として、親や家族以外の他者と関わる機会が少ない傾向があり、人間関係をうまく築いたり、維持したりすることが苦手な傾向があります。一方で、スマートフォンやSNSの普及によって、インターネット空間で顔の見えない他者とのつながりや「居場所」を求めたり、青少年の交流の仕方や手段も多様化したりしています。こうした中、現実社会と仮想空間との狭間でコミュニケーションの取り方をどうしてよいか模索している青少年や、現実社会における人と人とのつながりの希薄さを感じて孤立を深めていく青少年、さらには、そうした悩みや相談を打ち明ける場を見つけられずに苦しんでいる青少年なども少なくありません。

子どもから大人へと成長していく青少年が、社会と関わりながら、夢や希望をもって様々なことに挑戦し、学び、成長していくためには、社会全体でそれを応援し、見守っていくための仕組みづくりが必要です。

2 川崎市の青少年に関する課題

青少年が社会と関わりながら、様々なことに挑戦し、学び、成長していくことで、自らの人生を切り拓いていく力を身につけ、社会を形成していく上での必須スキルであるコミュニケーション能力を獲得することができます。様々な活動に参加していく中で、参加する意義を見出し、自分の頭で考え、自分なりのやり方を創意工夫し、さらに主体性も出てきて、他者との会話やコミュニケーションの場も生まれるのです。そこに、青少年が社会参加をする意義があ

ります。

しかし、現代は核家族化が進み、一人親家庭や共働き家庭も増加し、子どもが親や祖父母と会話する機会が少なくなっており、さらに、地域社会との交流等も希薄になる中で、世代を超えたコミュニケーションが生まれにくい状況です。一方で、現代の青少年は人とつながることができないことへの寂しさも抱えており、インターネットやSNS等でつながりを求めたり、少人数の極めて限られた範囲内でのみ交流したりすることによって、何とかその寂しさを紛らわしているかのようです。

青少年の社会参加のきっかけを作ることは、このような青少年に居場所を提供することでもあります。さらに、青少年がそこへ「行ってみよう」とか、そこで何かを「やってみよう」と思える“場”を提供すること、そうした居場所が機能する「仕組み」や「仕掛け」を作ることは、青少年自らを満足させるだけでなく、社会や地域への愛着を醸成し、人と人とのつながりを強化していくことも期待されています。

社会参加やそのきっかけは、必ずしもリアルな体験だけである必要はありません。インターネット空間での交流をきっかけとして、青少年が実際に様々な社会活動や体験を行うこともあります。むしろ、インターネット空間だからこそ制約なく、主体的に参加できるということも十分にあり得ます。インターネットの特徴や可能性を上手に活用しながら、現実社会での社会参加の体験ができるようになれば、それは青少年の社会性の獲得に大きく寄与するでしょう。逆に言えば、そうした「仕組み」や「仕掛け」を作ることができなければ、青少年はますます居場所を見出せず、社会性も獲得できないまま社会に送り出されてしまうという危険性もあるのです。

3 川崎市の取組事例から

青少年が主体的に社会参加を行うためのヒントとなる取組として、青少年問題協議会では3つの取組に注目し、その活動について視察を行いました。

まず、主に高校生が参加する「川崎ワカモノ未来 PROJECT」では、もともと漠然と「何かをしたい」と思っていたところにチラシを見つけて取組に参加した人もいれば、「まちづくりに関心があった」から参加する人もいて、参加した高校生のきっかけは人それぞれでした。しかし、総じて所謂「地域活動」というものをした経験が無い高校生たちが、プロジェクトの中で様々な先輩や地域の人たちのサポートを得ることによって、次第に自身の主体性が引き出されて、自分で何かを考え、実行するという体験を得ていきます。また、そのことに充実感を見出し、次代にそれを引き継いでいきます。そうした連鎖は

「主体的な社会参加」の大きなヒントになるものと思います。

次に川崎市桜本にある「ふれあい館」についてですが、ふれあい館では、外国にルーツを持つ人々を含む中高生の居場所づくり事業を様々な形で行っており、そこではふれあい館のスタッフの他、小学校の児童支援コーディネーター（教員）や川崎市総合教育センターの相談員、区役所の地域みまもり支援センターのスタッフなど、様々な専門家たちが青少年を支援しています。そこには、個々の人に頼るのではなく、体制やシステムで支えていく姿勢があります。また、運営スタッフの中には、過去に自分もその中で支えられてきたというボランティアの青少年たちも多く、「自分がしてもらったことを、今度は自分が誰かにしてあげよう」という思いを抱いているようでした。ここにも「主体的な社会参加」のヒントがあります。

最後の「青少年フェスティバル」についても、川崎ワカモノ未来 PROJECT 同様、実行委員に参加した青少年たちのきっかけは人それぞれで、親に勧められて参加したという必ずしも“主体的”でない参加者もいました。動機や経験を問わずに参加できるので、そうした参加者でも受け入れることができ、それによって参加者の“多様性”を担保することができます。実行委員は皆、企画を一から十まで自分たちで考え、それを大舞台に向けて自らの力で形にしていくという体験は他では得がたい経験であると語っており、実際にそうした経験を得ていく中で、達成感や自己有用感を積み上げていっているようでした。また、実行委員会にフェスティバルの経験者がいることで、初めて参加する委員に適切なアドバイスを行い、つまずきの軌道修正が行われることもあり、それが委員会を円滑に回す役割を担っていました。サポートする者がいて、それによって「やり遂げる経験」が生まれ、その経験に裏打ちされた自信によって、次の活動に参加していくという循環が生まれるのです。青少年の社会参加を促すといっても、ただそのきっかけを与えればよいというものではありません。その中で、青少年が周囲のサポートを得ながら様々な経験をし、自信を深め、その活動が次の活動につながっていくという“継続性”の仕組みを設けることが重要になります。

4 今後の方向性（提言のための視座）

青少年の主体的な社会参加を促すための仕組みづくりとして、その主体性を支えるためには、様々な活動が一度きりで終わるのではなく、次の活動、次世代の活動へとつながっていくといった“継続性”を担保すること、さらに、様々な思いを抱えた参加者が、誰でも参加・実行・継続しやすい状況を作ることによってその“多様性”を担保することが重要です。そのためには、継続性

を担保する「“縦”のつながり」と、多様性を認め合い、パートナーを広げていくという「“横”のつながり」を作り上げていくことが必要です。

“縦”のつながりとは、社会参加を支える大人や、社会参加経験のある青少年と、社会参加経験に乏しい青少年との、世代間のつながりです。社会参加の場を作っている大人や、社会参加経験のある“先輩”の青少年が、経験に乏しい青少年の社会参加を支え、寄り添い、後押しすることで、その活動を成功に導き、青少年に自信を与え、それが次の活動につながっていくのです。あるいは、支える側の大人が青少年の「生き方モデル」として、青少年に大きな影響を与え、その主体性を引き出していきます。こうして、具体的な成果を残しながら、経験者から未経験者へ、その経験値を絶えず伝授していくこと、各世代の役割を次世代に引き継ぎ、連鎖させていくことが、青少年の主体的な社会参加の継続性を担保するものとなるのです。

一方、“横”のつながりとは、多様性のある参加者を受入れ、認め合うとともに、同じ活動をする仲間たちが「同士」として交流していくことです。青少年の社会参加を促す上では、社会参加の動機を問わず、なるべく広く青少年を受け入れることが、多様性の確保につながります。また、同じ活動をする者同士でしか分からない感覚や苦勞などの共通体験をもとに連帯感を持ちながら仲間同士で連携することで、様々な意見や特徴をもつ参加者の取組を継続させ、参加者の多様性を維持することにもなります。現代の青少年は、インターネットやSNS等を活用して交流したり情報交換を行うことが日常的になっていますので、“横”のつながりを作るにあたっては、交流ツールとしてこうしたサービスを用いるのが有効ではないかと思います。

青少年の主体的な社会参加を支えるには、“縦”のつながりを作るために、まず大人が青少年の模範となること、大人が生き生きと活動に参加している姿を青少年に見せることが重要です。そのためには、大人同士でもつながりを強め、様々な情報交換や交流を通じて専門性や人間性を高めていく必要があります。また、青少年に近い世代の先輩たちが、社会参加経験のある“先輩”として青少年を育て巻き込んでいく必要もあります。そのようにして支えられた青少年は、今度は“横”のつながりを通じて、時に切磋琢磨し、時に協力し合いながら主体的に社会参加に取り組んでいくことでしょう。そのようにして社会の様々な集団や組織の中で得た成功体験や、時には失敗体験が、青少年の社会性を育み、大人としての自己形成を担っていくのではないのでしょうか。

5 提言

青少年の主体的な社会参加を促すための具体的な仕組みづくりや、そのための留意点、取組の方向性などについて、これまで述べてきたことも踏まえながら、いくつか指摘と提言をします。

(1) 青少年の主体的な社会参加に向けた留意点

青少年の主体的な社会参加を促進するために、私たちはどのようなことに留意すべきでしょうか。ここでは3つの点に目を向けることとします。

① 「包括性」の確保

留意すべき第一の点は「包括性」です。社会活動に参加するのは、積極的で、様々なチャンス自ら主体的に選択する青少年に偏りがちです。そのため、社会参加の機会を新たに設けたり、青少年の社会参加を促進したりする際には、積極的でなかったり、主体性に乏しかったりする層にも視線を広げて、働きかける必要があります。つまり、青少年全体を包括的にとらえて働きかけの対象としていくことが求められるのです。例えば、イベントや取組の内容を検討したり、それを広報したりする際にも、情報への感度の高い青少年だけではなく、もっと広い層に届くような手段を工夫する必要があるでしょう。

② 「多様性」の確保

全ての青少年が等しく興味を持つような取組やイベントを立案するのは不可能に近いでしょう。そのため、留意すべき第二の点として挙げられるのは「多様性」です。それは、一つの取組で全ての青少年を取り込もうとするのではなく、青少年たちの様々な興味、関心、ニーズ、状況等に応じて、多様な取組や働きかけをしていくということです。このことは、青少年だけでなく、社会の側に目を転じたときにも同様です。気づかれないまま埋もれているようであっても、青少年が参加できる多種多様な機会があると思います。多様性とは、そうした機会を新たに発掘していくことでもあります。

多様性についてもう少し具体的に考えてみましょう。多様性は、いくつかの側面に分けて捉えることができます。例えば、主体性の度合いという側面です。地域活性化の企画や運営に青少年自身が取り組むような、非常に高い主体性が求められるようなものもあれば、ウェブサイトを閲覧してみるくらいの主体性で事足りるものもあるでしょう。主体的な社会参加といっても、その程度は多様であっていいと思います。同様に、社会参加の内容という側面についても様々な考えることができます。奉仕活動によって社会に貢献するようなものがある一方で、仮装をして盛り上がるフェスティバルのようなものもあります。

あるいは、リアルに人と関わるものや、撮影した動画を投稿するようにバーチャルな空間で関わるものもあるでしょう。いずれにしろ、社会と何らかの形でつながることが重要なのです。さらには、対象とする青少年についても、どの年齢層にするのか、あるいは、学生・生徒なのか社会人なのかなど、ターゲットを様々に想定することができます。また、青少年のニーズも、認めてほしい、居場所がほしい、社会について考えたい、放っておいてほしい、発表したい、貢献したい、わいわいやりたい、勉強したい、ゲームがしたい、将来を考えたいなど、多様なものが考えられるでしょう。

③ 「継続性」の確保

多様な機会が設定されたとしても、それらの機会をほとんど利用しない青少年についても考える必要があります。そこで留意すべき第三の点は「継続性」です。これは、しっかり取組を続けさせるという側面よりも、社会との“ゆるやかなつながり”をどこかで保ち続けるという側面に力点を置く継続性です。我々は往々にして「継続は力なり」などと持続的に関わり続けることを推奨したり、「やるならとことん」と深い関わりを求めるなど、社会的参加のハードルを上げてしまいがちです。そのような要求が効果を発揮することもあるでしょう。しかし、社会的な関わりを持たなかったり、持てなかったりする青少年にとっては、ハードルが高すぎるのではないのでしょうか。そのような青少年には、来られるときだけ来ればいい、途切れ途切れでも来たときには歓迎されるような、ゆるやかな参加の仕方ができるといいでしょう。また、新規参入しやすいような工夫がなされていたり、また来たいと感じられるような仕組みがあることも大切です。あるいは、一つのことをずっと続けるという形の継続性だけでなく、様々なものを少しずつという形の継続性でもいいかもしれません。

全く社会参加をしてこなかった人が社会参加へと足を踏み出すのは、なかなか難しいことです。仮に何とか社会に参加したとしても、1回だけで終わらせずに、それを継続していくところにもまた困難があります。そのため、年齢の低い頃から社会参加に慣れておくことが有効かもしれません。例えば、学校における取組の中に社会参加を組み込んでおくことなどが考えられます。しかし、他人のため、社会のためと強制されるような社会参加はむしろ逆効果となりかねません。そのため、学校における取組についても、包括性・多様性・継続性という3つに留意しながら、主体的・自発的に社会へと参加していく姿勢を育てるものとしていく必要があるでしょう。

(2) 「仕組み」や「仕掛け」に関するポイントの整理

放っておいても社会参加に積極的に行動できるような一部の青少年を除き、現代の青少年の多くは社会活動をした経験がなく、大人の側が意識して「仕組み」や「仕掛け」を作らないと、社会参加に誘うことはできません。(1)で考察した「包括性」「多様性」「継続性」の3つを確保するという観点で、現代の青少年が参加しやすい「仕組み」や「仕掛け」を作るためのポイントを整理すると、以下のようになります。

- ① 参加条件を緩くして、間口を広くする
- ② あらゆる場所で広報活動（宣伝）を行う
- ③ 注目されている事項を取り入れるなど、世代感覚に合った内容にする
- ④ 時間帯を分けるなどして、より多数が参加できる時間帯に設定する
- ⑤ 進学や就職の時の推薦状等、自分のためになる等、メリットを強調する

また、参加した活動にさらに意欲的・主体的に取り組んでもらうためには、以下のようなポイントを意識する必要があります。

- ① メンター制度を活用する
→身近な人に教わる、あるいは教えることで親近感が生まれ、より活動しやすい環境につながります。さらに、目上の人への憧れや尊敬の心、目下の人への思いやりの気持ちなどを育成するという連環ができ、継続性が生まれます。
- ② 能力や意欲に合わせたカリキュラムを作成する
→複数の活動を用意したり、役割分担をしながら、適材適所となるようなカリキュラムを作成します。
- ③ ステップ・アップ方式を取り入れる
→本人の努力や達成度を“見える化”します。
- ④ 具体的に身についた能力を評価する
→学校・地域社会で表彰、発表会、大会参加、コンクール参加等、能力や成果を評価し、公表する場を設けます。
- ⑤ 再チャレンジできる仕組みを設ける
→失敗を恐れなくて、安心して参加できる環境を整備します。

(3) 年齢層別の取組

青少年にどのような活動に参加してもらうかについては、年齢層別に分けて以下のような取組が考えられます。年齢層が高くなればなるほど、行動範囲も広くなり、意識する「地域」の範囲も広がっていきますので、それに応じて、取組内容も変えていくのがよいでしょう。

以下に、年齢層別の取組に関する例を挙げます。

【年齢層別の取組の例】

年齢層	行動範囲	活動拠点、活動日、活動内容
小学生 (6歳～12歳)	小学校区域	活動拠点: 小学校等(わくわくプラザ含む) 活動日: 主に土曜日 低学年(小学1年～2年生)活動内容: 遊び、ゲーム、自然体験 など 中学年(小学3年～4年生)活動内容: 自然体験、ゲーム、スポーツなど 高学年(小学5年～6年生)活動内容: 職業体験、多世代交流、スポーツなど
中学生 (13歳～15歳)	中学校区域	活動拠点: 中学校、こども文化センター等 活動日: 適時 活動内容: 職業体験、防災ボランティア、多世代交流、地域活動、小学生の支援
高校生等 (16歳～18歳)	区内区域	活動拠点: 市民館、区役所等 活動日: 適時 活動内容: 職業体験、多世代交流、中学生の支援
大学生以上 (19歳～)	南部(川崎区、幸区) 中部(中原区、高津区、宮前区) 北部(多摩区、麻生区)	活動拠点: 市役所、区役所等 活動日: 適時 活動内容: 多世代交流、地域活動支援、高校生等の支援、大学(授業の一部)、 企業(業務の一部)

① 小学生（6歳～12歳）

小学生は行動範囲がまだ小さく、小学校区域に限られますので、活動拠点としては、小学校やその敷地内にある「わくわくプラザ」等を活用するのがいいのではないのでしょうか。

低学年であれば、遊びの要素を取り入れながらゲームや自然体験等を行い、高学年になるにつれてスポーツや職業体験、多世代交流も兼ねた社会活動等を行うなど、徐々に「社会に参加する」ということに慣れていってもらいたいでしょう。

② 中学生（13歳～15歳）

中学生は小学生よりも行動範囲が広がるため、中学校区に一つある「こども文化センター」なども活用できるようになるでしょう。

活動内容も、職業体験や防災ボランティアの他、地域活動への参加や、それらの活動の中での小学生の支援など、少しずつ“先輩”としての経験も積んでもらうといいのではないのでしょうか。

③ 高校生等（16歳～18歳）

高校生は小学生や中学生よりもさらに行動範囲が広がるので、活動拠点としては市民館や区役所等も活用してもいいでしょう。

活動内容としては、中学生よりもさらに一步進んだ形での職業体験やボランティア活動、地域活動などを行いつつ、小学生や中学生の良き先輩として、その支援も行ってもらおうといいでしょう。

④ 大学生以上（19歳～）

大学生以上であれば、行動範囲は大人とほぼ同様になりますので、活動拠点としては、市民館や区役所等だけでなく、市役所含む市内のあらゆる施設等が活用できるはずです。

活動内容もより多様なものが考えられますが、自分自身が活動するだけでなく、既に活動している団体等の支援や企業活動等の一環を担うようなこともできるでしょう。

（4）取組を支援する体制

青少年の主体的な社会参加に関して、その活動内容は地域の実情に合わせて企画・実施したとしても、基本的な内容や取組の趣旨については統一的な方針を示すべきではないかと思えます。また、地域やグループ同士の情報交換の場を設けたり、研修会等によってコーディネーター等の育成支援を行う機会があってもよいのではないのでしょうか。

例えば、公益財団法人かわさき市民活動センターでは「市民活動推進事業」として、ボランティア活動や市民活動等への様々な支援を行っており、団体の手続きや事務等に関しては専門家による無料相談も行っています。また、川崎市が主催しているものでいえば、「川崎プロボノ部」という取組の中では、地域課題の解決に取り組む団体等と、地域貢献やボランティア活動のきっかけを探している人材とのマッチングを行っています。

社会活動や地域活動を推進するにあたっては、それを後方で支援する組織や取組を整備することや、課題を抱えた人や団体がそうした組織や取組に気軽にアクセスでき、スムーズにつながれるようにすることが大事です。

(5) こども文化センターの活用と課題

① つながりを生む場としての「こども文化センター」

青少年が主体的に参加できる取組を実施するにあたっては、ハードとしての“場”を確保する必要がありますが、川崎市には中学校区に一つの「こども文化センター」があるので、これを有効活用すべきと考えます。

こども文化センターでは、指定管理者制度のもと、こども文化センターが多世代交流をはじめとした地域交流を促進する拠点的な施設となるよう、多様な世代と、自然体験や勤労体験等の体験活動やイベント・行事等を実施しています。また、老人いこいの家との交流事業のほか、様々な事業の中で多世代交流をはじめとした地域交流の視点を取り入れて実施しています。

こうした取組の中には、子ども会や様々な地域団体と共同で行っているものもたくさんあります。例えば、各館で行われる「こども文化センターまつり」では、運営協議会や子ども会をはじめとした地域の人々と連携しながら、模擬店やゲームコーナーの出店等を行っていき、し、「野外体験」として、地域ボランティア、子ども会、ジュニアリーダーをはじめとした地域の人々の協力を仰ぎながら多世代交流事業の一環として野外体験活動を行ったりもしています。また、正月のもちつき大会や、秋のハロウィンパーティーなど、季節毎に毎年行われるイベントの中でも、子ども会を含む地域の人々との交流が生まれています。

このような取組やイベントをさらに推進することで、“縦”のつながりと“横”のつながりが生まれるとともに、そうした取組やイベント自体が青少年の居場所として機能していくのです。

② 青少年の主体的な社会参加に向けて

こども文化センターは、様々な年齢の子どもや多世代の人たちが集まり、つながりを持てる居場所としての機能を有するだけでなく、地域の人材を育成したり、そうした人材に活動の場を与えるという機能も有しているのではないかと考えます。そう考えたときに、子どもや高齢者だけでなく、その中間層としての青少年をそこに取り込むことは、今後ますます重要になってくるのでしょうか。

上記①で例示したような取組やイベントに青少年を巻き込んでいくためには、こども文化センターとそうした青少年との接点を増やしていく必要があります。しかし、こども文化センターには、その名前もあってか、「小学生が利用する施設」というイメージがあるようです。確かに、施設の中で遊んだり、スポーツをしたりするには、青少年には物足りないかも

しませんが、「様々な活動ができる場」としてその機能を考えれば、こども文化センターには青少年にとっても多くの可能性が秘められています。施設の内外装や設備といった“ハード面”だけではなく、そこで行われている取組や担っている機能といった“ソフト面”（例えば、eスポーツ、小型のパブリック・ビューイングなど）について、青少年により一層アピールすることができれば、そうした青少年を巻き込み、「主体的な社会参加」を引き出すことができるのではないのでしょうか。青少年だけが施設の会議室等を使用できる日を設ける、イベントの企画を全て地域の中高生や大学生に任せる、高校や大学にそうした企画の出張PRをしに行くなど、方法は色々と考えられるかもしれませんが、いずれにしても、青少年が活躍できる場として、こども文化センターはもっと有効に活用できるのではないかと考えます。

6 おわりに

今期の提言のまとめは、新型コロナウイルス感染症の蔓延という予想外の出来事に遭い、一時期、作業を途中で中断せざるを得ないことになりました。その間、委員の方々や事務局に多大なご迷惑とご心配をおかけしました。

現在も「新しい生活様式」を求められ、毎日様々なことを模索しながら過ごされていると思いますが、自粛生活を通して青少年たちはどんなことに気がついたのでしょうか。

SNSを使っただけの会合が色々ある反面、自粛生活に我慢できず、自宅以外での生活を求める青少年も多数いたことから考えると、人と直接的な結びつきを求めている青少年は決して少なくはなく、それゆえ、居場所と多様性を確保してあげることによって、青少年それぞれが自分の自主性を発揮できる力は十分にあるように思われます。

2年間に渡り、協議会が考え続けてきたテーマが具現できるようになることを、心から期待しております。

資 料

地方青少年問題協議会法

発令 　　： 昭和28年7月25日法律第83号

最終改正： 平成25年6月14日号外法律第44号

（設置）

第一条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

（所掌事務）

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。

二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

（組織）

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

（相互の連絡）

第四条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

（経費）

第五条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

（条例への委任）

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔昭和三二年六月一日法律第一五八号抄〕
（施行期日）

- 1 この法律は、昭和三十二年八月一日から施行する。

附 則〔昭和三三年五月一〇日法律第一四四号〕
この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。

附 則〔昭和三七年四月一六日法律第七七号抄〕
（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

附 則〔昭和四一年三月三一日法律第一六号抄〕
（施行期日）

- 1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則〔昭和四三年六月一五日法律第九九号抄〕
（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

附 則〔昭和五八年一二月二日法律第八〇号抄〕
（施行期日）

- 1 この法律は、総務庁設置法（昭和五十八年法律第七十九号）の施行の日〔昭和五九年七月一日〕から施行する。

〔経過措置〕

- 6 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることができる。

附 則〔平成一年七月一六日法律第一〇二号抄〕
（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日〔平成一三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～五 〔略〕

六 青少年問題審議会

七～五十八 〔略〕

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則〔平成二五年六月一四日法律第四四号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 第一条〔中略〕の規定 平成二十六年四月一日

三 〔略〕

（政令への委任）

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

改正

昭和35年4月1日条例第12号

昭和37年3月31日条例第5号

平成9年3月31日条例第2号

平成12年12月21日条例第57号

平成19年12月19日条例第52号

平成27年3月23日条例第2号

平成27年12月17日条例第74号

川崎市青少年問題協議会条例

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号。以下「法」という。）

第1条の規定に基づき、川崎市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務及び意見の具申)

第2条 協議会の所掌事務及び意見の具申については、法第2条に規定するところによる。

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員35名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 市議会の議員

(2) 教育委員会の委員

(3) 関係行政機関の職員

(4) 関係団体の役職員

(5) 学識経験者

(6) 本市職員

3 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の

委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長の職務)

第5条 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(専門委員)

第6条 協議会に専門事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員、関係団体の役職員、学識経験者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門事項の調査を終了したとき解任されるものとする。

(委員等の勤務)

第7条 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会議の招集)

第8条 協議会は、会長が招集し、会議を開くものとする。

(定足数及び表決)

第9条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第10条 協議会の事務を処理するため事務局をこども未来局に置く。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和35年4月1日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和37年3月31日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年3月31日条例第2号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第9条中川崎市青少年問題協議会条例第1条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年12月21日条例第57号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成19年12月19日条例第52号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月23日条例第2号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第16条、第17条及び第20条の規定 平成27年5月1日

（2） 第3条の規定 平成27年6月1日

（3） 第19条の規定 平成27年7月1日

（4） 第7条の規定 平成28年4月1日

（5） 第12条、第14条及び第15条の規定 平成28年5月1日

（6） 第2条、第4条、第11条、第13条及び第18条の規定 平成28年6月1日

（7） 第6条の規定 平成28年9月1日

（8） 第5条の規定 平成28年10月1日

（9） 第8条の規定 平成28年11月1日

附 則（平成27年12月17日条例第74号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

第30期川崎市青少年問題協議会 協議過程

全体会	議事内容
第1回（平成30年9月5日）	<ul style="list-style-type: none"> ・会長及び副会長の選任 ・第30期の進め方について ・協議題・調査専門委員の選任

協議題・調査専門委員会	議事内容
第1回（平成30年10月15日）	<ul style="list-style-type: none"> ・正副委員長の選任 ・協議題の検討
第2回（平成30年11月27日）	<ul style="list-style-type: none"> ・協議題の検討
第3回（平成31年1月30日）	<ul style="list-style-type: none"> ・協議題（案）の決定

全体会	議事内容
第2回（平成31年3月20日）	<ul style="list-style-type: none"> ・協議題の決定 ・起草専門委員の選任

起草専門委員会	議事内容
第1回（令和元年5月17日）	<ul style="list-style-type: none"> ・正副委員長の選任 ・今後の進め方について
第2回（令和元年7月29日）	<ul style="list-style-type: none"> ・協議題に関して ・意見具申書の構成について
視察①（令和元年9月17日）	川崎ワカモノ未来 PROJECT（メンバーOGへのヒアリング）
視察②（令和元年10月8日）	川崎市ふれあい館
第3回（令和元年10月29日）	<ul style="list-style-type: none"> ・意見具申書の骨子等について ・協議題の副題について

全体会	議事内容
第3回（令和元年12月24日）	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの議論の経過について ・協議題及び副題について ・今後の協議スケジュールについて

起草専門委員会	議事内容
視察③（令和2年1月22日）	青少年フェスティバル（実行委員へのヒアリング）
第4回（令和2年1月28日）	<ul style="list-style-type: none"> ・意見具申書（案）について（執筆担当者の決定）
第5回（令和2年5月28日）	<ul style="list-style-type: none"> ・意見具申書（案）について（内容確認）

全体会	議事内容
第4回（令和2年7月1日）	<ul style="list-style-type: none"> ・第30期意見具申書（案）について（内容確認）

第30期川崎市青少年問題協議会 委員名簿

区分	氏名	所属	選出分野	協議 調査 委員	起草 委員	任期
会長	岡田 守弘	横浜国立大学名誉教授	学識経験			H30.9.1～R2.8.31
副会長	芳川 玲子	東海大学教授	〃	○	○	H30.9.1～R2.8.31
委員	片柳 進	市議会議員	市議会			H30.9.1～R1.5.2
〃	松井 孝至	市議会議員	〃			H30.9.1～R1.5.2
〃	末永 直	市議会議員	〃			H30.9.1～R1.5.2
〃	林 敏夫	市議会議員	〃			H30.9.1～R1.5.2
〃	山田 瑛理	市議会議員	〃			R1.5.20～R2.4.1
〃	田村 京三	市議会議員	〃			R1.5.20～R2.4.1
〃	本間 賢次郎	市議会議員	〃			R1.5.20～R2.4.1
〃	橋本 勝	市議会議員	〃			R1.5.20～R2.4.1
〃	大西 いづみ	市議会議員	〃			R2.4.2～R2.8.31
〃	吉沢 直美	市議会議員	〃			R2.4.2～R2.8.31
〃	各務 雅彦	市議会議員	〃			R2.4.2～R2.8.31
〃	春 孝明	市議会議員	〃			R2.4.2～R2.8.31
〃	渡邊 直美	教育長	教育委員会			H30.9.1～H31.3.31
〃	小田嶋 満	教育長	教育委員会			H31.4.1～R2.8.31
〃	若松 康紀	神奈川県警察川崎市警察部 調査官	関係行政 機関			H30.9.1～H31.2.26
〃	山口 勉	神奈川県警察川崎市警察部 調査官	〃			H31.2.27～R2.3.31
〃	田吹 一步	神奈川県警察川崎市警察部 調査官	〃			R2.4.1～R2.8.31
〃	高橋 隆治	横浜家庭裁判所川崎支部 総括主任家庭裁判所調査官	〃			H30.9.1～R2.3.31
〃	和田 英樹	横浜家庭裁判所川崎支部 総括主任家庭裁判所調査官	〃			R2.4.1～R2.8.31
〃	吉田 宏武	横浜保護観察所企画調整課長	〃			H30.9.1～H31.3.31
〃	林 京子	横浜保護観察所企画調整課長	〃			H31.4.1～R2.3.31
〃	南 一成	横浜保護観察所企画調整課長	〃			R2.4.1～R2.8.31
〃	白井 善裕	神奈川県政策局政策部 川崎県民センター長	〃			H30.9.1～R2.3.31

区分	氏名	所属	選出分野	協議 調査 委員	起草 委員	任期
委員	中村 有子	神奈川県政策局政策部 川崎県民センター長	関係行政 機関			R2.4.1～R2.8.31
〃	亀田 亮一	川崎市立小学校長会副会長	〃			H30.9.1～R2.3.31
〃	小林 達也	川崎市立小学校長会副会長	〃			R2.4.1～R2.8.31
〃	高村 寛	川崎市立中学校長会 生徒指導部会長	〃	○		H30.9.1～H31.3.31
〃	小松 英光	川崎市立中学校長会 生徒指導部会長	〃		○	H31.4.1～R2.8.31
〃	佐藤 栄寿	川崎市立高等学校長会会長	〃			H30.9.1～H31.3.31
〃	荒井 利之	川崎市立高等学校長会会長	〃			H31.4.1～R2.8.31
〃	山本 勇樹	川崎市PTA連絡協議会会長	関係団体			H30.9.1～R1.6.13
〃	舘 勇紀	川崎市PTA連絡協議会会長	〃			R1.6.14～R2.8.31
〃	新井 久三	川崎市青少年育成連盟理事	〃	○	○	H30.9.1～R2.8.31
〃	霜越 儀一	川崎市青少年指導員連絡 協議会会長	〃			H30.9.1～R2.3.31
〃	小野澤 利夫	川崎地区少年補導員連絡 協議会会長	〃			H30.9.1～R1.6.13
〃	金子 利昭	川崎地区少年補導員連絡 協議会会長	〃			R1.6.14～R2.8.31
〃	前川 友太	川崎市子ども会連盟シニア リーダーズクラブむげん会長	〃	○	○	H30.9.1～R2.8.31
〃	藤田 武志	日本女子大学教授	学識経験	○	○	H30.9.1～R2.8.31
〃	大草 正信	大草心理臨床・教育相談室主宰	〃	○	○	H30.9.1～R2.8.31
〃	蔣 香梅	川崎市外国人市民代表者会議 第12期委員	〃			H30.9.1～R2.3.31
〃	香山 哲哉	元神奈川県公立中学校長会 会長	〃	○	○	H30.9.1～R2.8.31
〃	鈴木 賢二	市民文化局長	行政機関			H30.9.1～H31.3.31
〃	向坂 光浩	市民文化局長	〃			H31.4.1～R2.8.31
〃	北 篤彦	健康福祉局長	〃			H30.9.1～R2.3.31
〃	宮脇 護	健康福祉局長	〃			R2.4.1～R2.8.31
〃	小椋 信也	教育委員会事務局教育次長	〃			H30.9.1～H31.3.31
〃	石井 宏之	教育委員会事務局教育次長	〃			H31.4.1～R2.8.31
〃	袖山 洋一	こども未来局長	〃			H30.9.1～R2.8.31

第30期協議題

現代を生きる青少年の主体的な社会参加を考える

～主体性を支える“継続性”と
“多様性”の仕組みづくり～

意見具申書

令和2（2020）年8月

発行者 川崎市青少年問題協議会
事務局 川崎市こども未来局青少年支援室
川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044（200）2668

FAX 044（200）3931

E-mail 45sien@city.kawasaki.jp
